

第 1 回 おいらせ町総合教育会議 議事録

開催年月日	平成 27 年 8 月 5 日 (水)			
開催場所	おいらせ町役場本庁舎 2 階庁議室			
開 会	午後 3 時	閉会	午後 3 時 45 分	
出席者	職名	氏名	職名	氏名
	町 長	三村 正太郎		
	教育委員長	加藤 正志	職務代理	西館 あい子
	教 育 委 員	小向 陸子	教育委員	松林 正幸
	教 育 長	福津 康隆		
事 務 局	(総務課)			
	課 長	田中 富栄	課長補佐	成田 光寿
	総括主査	馬場 靖之		
	(学務課)			
	課 長	泉山 裕一	課長補佐	松山 公士
	(社会教育・体育課)			
	課 長	北向 勝	課長補佐	柏崎 和紀
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 町長あいさつ</p> <p style="padding-left: 40px;">出席者の自己紹介</p> <p>3 議事</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) おいらせ町総合教育会議設置要綱案について</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) おいらせ町総合教育会議傍聴人要綱案について</p> <p style="padding-left: 80px;">て</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) おいらせ町教育大綱の策定について</p> <p>4 意見交換</p> <p>5 閉会</p>			

会 議 記 録

発 言 者	発 言 要 旨
事 務 局	<p>(修礼)</p> <p>ただいまから、第1回おいらせ町総合教育会議を開催いたします。開会にあたりまして町長からご挨拶をいただきます。</p>
町 長	<p>○町長あいさつ</p> <p>猛暑の中、お集まりいただきましてありがとうございます。総合教育会議ですが、新聞報道等でご存知のように、各市町村で開催されています。今年度すでに開催したところ、開催予定のところ、来年度に開催を予定しているところなど様々ですが、おいらせ町としては本日開催することといたしました。この会議は、首長と教育委員会が協議・調整を行うということで、昨年の法律改正によって決まったことでありまして、国は国なりの考えのもとに設置を決めたわけですが、町の教育行政の施策等について、みなさんと協議しながら、いじめのない教育を目指しながらも、いざそのような事態が発生したときは、迅速な対応をして、その責任を果たしていくといったようなことが求められているのだらうと思います。</p> <p>今日3つの案件を用意していますが、委員のみなさんにはわからない点があると思います。事務局からの説明を受けながら、理解していき</p>

<p>事務局</p>	<p>いと思います。本日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は初会合ですので、出席者のみなさんから自己紹介をしていただきながら進めていきたいと思ひます。会議資料の表紙の裏に名簿を掲載しています。町長は先ほどご挨拶いたしましたので、加藤委員長から順番に自己紹介をお願いいたします。</p>
<p>出席者</p>	<p>○自己紹介</p>
<p>事務局</p>	<p>○議事</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議事の進行は町長におねがひします。</p>
<p>町長</p>	<p>まずは、「おいらせ町総合教育会議設置要綱案について」事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議事 1</p> <p>おいらせ町総合教育会議設置要綱案について</p> <p>設置要綱案に入る前におさらいとして、参考資料 1 「文部科学省パンフレット」の内容について説明。</p> <p>総合教育会議設置要綱案について要綱案を説明。</p>

町	長	事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はありませんか？
委	員	(なし)
町	長	本案についてご異議はありませんか。
委	員	(なし)
町	長	異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 続きまして、「おいらせ町総合教育会議傍聴人 要綱案について」事務局からの説明を求めま す。
事	務	<p>議事 2</p> <p>おいらせ町総合教育会議傍聴人要綱について 会議は原則公開ということで、傍聴する方が来 た際に一定のルールを守ってもらう必要がある ので、「おいらせ町教育委員会傍聴人規則」 を参考として作成しました。</p> <p>要綱案を説明。</p>
町	長	ただいま事務局から説明がありました。ご意 見、ご質問はありませんか。 (質疑)

小 向 委 員	傍聴人の人数の制限を考えなくてもよろしいのでしょうか。
事 務 局	要綱第2条に、傍聴の制限及び禁止が規定されており、「傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。」とあります。例えば、この庁議室の場合に、20人も傍聴人が来たとしたら満杯になってしまいますので、この規定により制限できることになります。
町 長	ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。
委 員	(なし)
町 長	異議はありませんか。
委 員	(なし)
町 長	異議なしと認めます。よって本案は承認されました。
	次に、「おいらせ町教育大綱の策定について」事務局からの説明を求めます。
	議事3
	おいらせ町教育大綱の策定について
事 務 局	県内の大綱策定状況ですが、会議を開き、すでに策定していた教育振興基本計画をそのまま

<p>町長</p>	<p>大綱として置き換えて承認され、ホームページにもアップされているところがあります。</p> <p>野辺地町と階上町でも教育振興基本計画をすでに策定しておりましたので、それを大綱に置き換えています。</p> <p>当町は、中長期的な計画を策定していない状況です。</p> <p>教育振興基本計画は、全国的には全市区町村において6割は作成しています。必ずではなく努力義務となっております。</p> <p>既に策定している計画として、町の最上位計画である参考資料3「第1次おいらせ町総合計画後期基本計画」があります。「学校教育」、「社会教育」、「芸術・文化」、「文化財」、「スポーツ」振興のための取り組み事項として掲載している部分があります。それと教育委員会で毎年策定している、参考資料4「おいらせ町の教育」に掲載している基本方針、重点施策などを組み合わせながら、大綱として策定していきたいと思っております。</p> <p>作り方も市町村によってまちまちで、1ページしかないものから数十ページもあるものまであります。</p> <p>おいらせ町の大綱はどのように策定すべきかを検討し、事務局で素案を作って、次回の会議に提案したいと考えております。</p> <p>ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。</p>
-----------	---

加藤委員長	次回の会議はいつごろになりますか。
事務局	<p>大綱をまとめるのには、それほど時間がかからないと思いますので、町長と教育委員のみなさんの日程がよければ、10月とか11月とか、町の行事があまりない時期に、今年度中のなるべく早い時期に会議を開きたいと思っています。その前に、委員のみなさんに事前に配布して見てもらったうえで、会議を開催したいと考えております。</p>
加藤委員長	<p>提案ですが、教育委員会では、これまでも「まちづくり基本方針」とか「教育方針」などに沿って、教育行政を進めてきました。</p> <p>大綱についての考え方として、ある程度の枠を決めて、変更があればその都度付け加えていくようにするのか、中長期的な大枠を決めて、それに沿っていくのか、考え方を整理してはどうかと思います。</p> <p>大綱は教育の憲法にあたるかと思っています。そういうふうに考えますと、最初はある程度の枠で作っておいて、後で修正を加えていけるような柔軟性を持たせたほうがいいのかと考えています。事務局や委員のみなさんの意見も聞きたいと思っています。</p>
町長	まず、事務局から

事務局	大綱は、町長と教育委員がきちんと議論して作り上げていくもので、簡単に作ればいいというものではありません。いろいろな意見を踏まえて慎重に作るということも必要かなと思っています。
町長	教育委員のみなさん、いかがですか
西館委員	大綱のイメージが浮かばない。どのような形で進めていきたいと思っているのですか。例えば、図案化されたものになるのか、文章化されたものになるのか、どっちなのでしょう。
事務局	参考資料4の5ページのような表形式にはなりません。何本かの柱となる目標や方針があって、説明文が付くようなイメージです。
西館委員	それなら、事務局が作った案をみんなで見て、少しずつ手直ししていくような形で作っていくようにしたほうがよいと思います。
事務局	当町には、教育振興基本計画のようなものはないのですが、町総合計画の中に教育に関する項目があって、施策7から施策13まで定められています。この基本方針から逸脱した計画を作るわけにはいきません。
西館委員	大綱は、町総合計画とは別な枠組みで作られる

<p>教 育 長</p>	<p>ものなのですか。</p> <p>私のイメージとしては、町の教育の計画とおい らせ町の教育の基本方針をミックスしたよう な形かなと思います。学校教育、社会教育、ス ポーツ振興などを含め、町の計画から逸脱しな いような目標を設定しまとめていくようなイ メージです。</p> <p>大綱の期間が4～5年ということなので、定期 的に見直して修正を加えていけばよいのでは ないかと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>大綱については、法律でも細かな規定はありま せん。今お手元に配布した資料のように、1枚 のところもありますし、20ページもあるもの もあります。当町の場合は、大まかな方針をた てて、それに各事業の取り組みを付け加えるよ うな形で作っていったらどうなのかなと思い ます。このほかに町長が考える方針のようなも のを付け加えるなど、現在あるものを活用して 作っていったほうがよいと思います。</p> <p>ざっくりばらんなものにするのか、具体的な施策 まで載せてボリュームを持たせるのか、これか ら事務局及び教育委員会で協議していきたい と思います。</p>
<p>町 長</p>	<p>ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、大綱についての質疑応答を終</p>

<p>教 育 長</p>	<p>了します。</p> <p>次に、意見交換に入りたいと思います。何かありますか。</p> <p>逆にお聞きしたいのですが、いじめなどの問題はありますか。</p> <p>意見交換</p> <p>子どもの問題行動の陰には家庭の問題が関係している。子どもを指導していく場合には保護者の教育も必要になってくるのですが、なかなか協力が得られない場合があります。そういう部分を町の福祉課とか町民課とかと連携しながらやっていかないと、子どもの問題行動等根本的な解決になりません。町の関係課ともより一層連携して行けるよう、ご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>町 長</p>	<p>教育委員会と町の関係課が気軽に声を掛け合えるような関係にならないといけませんね。</p> <p>あと、ありませんか</p>
<p>加藤委員長</p>	<p>総合教育会議が、実効性のある会議となり、何かあったときは迅速に対応できるようになってもらいたい。</p>
<p>小 向 委 員</p>	<p>問題のある子どもは、家庭環境などにも問題を抱えています。声に出さない部分で何か問題を聞き出せるかなと思って、なるべくこどもたち</p>

	<p>に声をかけるようにしている。周りの人達が目をかけてアドバイスしてあげるなど心がけていかなければいけないなと思います。</p>
西 舘 委 員	<p>いじめの問題はないわけではない。早い段階での応急処置が大事だなと感じています。給食費の未納問題は、親の経済力だけでなく意識の問題もあります。どうしたら意識を変えられるか、みんなで気にしていかなければならないと思います。</p>
町 長	<p>これですべての議題審議を終了しました。これで会議を閉じます。</p>